

# 入札時における見積内訳明細書の取扱いの変更について

平成28年3月 建設政策課

秋田県発注工事においては全ての入札参加者に対し、入札時に見積内訳明細書の提出を義務づけるとともに、不備がある見積内訳明細書を提出した落札候補者の入札を無効としています。

平成28年4月1日以降、見積内訳明細書の取扱いが次のとおり変更になりますので、ご注意ください。

1 平成28年4月1日より、「見積内訳明細書の提出者名の商号又は名称の記載に誤りがあるもの」及び「見積内訳明細書の工事価格と入札金額が異なるもの」についても入札が無効となります。

## ○入札が無効となる場合

【平成28年4月1日以降】（下線部分が追加されました。）

- ・ 提出者の商号若しくは名称の記載がないもの又は記載に誤りがあるもの
- ・ 建設工事の件名の記載がないもの
- ・ 工事価格の記載がないもの又は工事価格と入札金額が異なるもの
- ・ 入札金額の内訳の記載がないもの

○見積内訳明細書を提出しなかった場合も、入札は無効となります。

2 見積内訳明細書を電子入札システムで提出する場合は、見積内訳明細書のファイル名は「見積内訳明細書 提出者名(会社名) 工事名 工事番号」としてください。

○ 添付ファイル名にも提出者名及び工事件名を記載することで、別工事等のファイルを誤って添付することを防止することになりますので、次の例のように記載して下さるようお願いいたします。

<添付ファイル名の例>

見積内訳明細書 (株)〇〇建設 〇〇地区農地集積加速化基盤整備工事 〇〇〇-K〇〇

# 記載の漏れや誤りはありませんか？ 提出する前に必ず確認してください！！

見積内訳明細書の例（道路改良）

工事件名の記載がないものは無効となります！  
 工事名： \_\_\_\_\_

提出者の商号若しくは名称の記載がないもの又は記載に誤りがあるものは無効となります！  
 住所： \_\_\_\_\_  
 番号又は名称： \_\_\_\_\_  
 氏名： \_\_\_\_\_

見積内訳明細書

費目	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
改良					式				
	土工	切土			〃				
			土砂		m <sup>2</sup>				
			軟岩		〃				
		盛土			〃				
			利用土		〃				
			採取土		〃				
			購入土		〃				
		土羽工			m <sup>2</sup>				
			筋芝		〃				
			張芝		〃				
	路盤工				〃				
		下層路盤			〃				
		上層路盤			〃				
	排水工				m				
		コンクリート側溝	U型		〃				
		〃	L型		〃				
	雑工事				式				
		路肩処理			〃				
		取付道路			箇所				
		ガードレール			m				
		用地境界杭			本				
直接工事費計									
	仮設費				式				
純工事費計									
	現場管理費				式				
工事原価計									
	一般管理費等				式				
工事価格									

入札金額の内訳の記載がないものは無効となります！

工事価格と入札金額が異なるものは無効となります！  
 (例)  
 工事価格15,550,000円  
 入札金額15,500,000円  
 ↑これは無効！  
 ※工事価格と入札金額は必ず一致させてください。

工事価格の記載がないものは無効となります！

<補足>

この見積内訳明細書はあくまでも例であり、必ずこの様式で作成しなければならないわけではありません。「提出者の商号又は名称」「工事件名」「工事価格」及び「入札金額の内訳」の全てが正しく記載されていれば、どのような様式で作成しても問題ありません。（「提出者の商号又は名称」「工事件名」を記載した表紙を1ページ目に追加することも可。）

見積内訳明細書を電子入札システムで提出する場合の留意事項

添付ファイル名は、「見積内訳明細書 提出者名(会社名) 工事名 工事番号」としてください。

<添付ファイル名の例>

見積内訳明細書 (株)〇〇建設 〇〇地区農地集積加速化基盤整備工事 〇〇〇-K〇〇